

全国規模の規制改革(2009あじさい)

提案事項 管理番号	提案主体名	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	その他 (特記事項)	制度の所 管・関係官 庁	該当法令	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要(対応策)	その他
5096001	個人	タービン発電機に対する電 気事業法の規制緩和	バイナリー・サイクル方式のタービン発電 装置一般について、一定の条件の下に、 ボイラー・タービン主任技術者の常駐義 務を撤廃すべきである。	バイナリー・サイクル方式(温度の低い熱源から、いったん低沸点の媒体に熱交換するこ とにより、比較的低压のタービンを駆動する方式)は、未利用エネルギーである低温地熱 や工場廃熱を有効利用できる有望な技術であるが、目下我が国では全く普及してい ない。これは、タービン発電機に対する電気事業法の規制により、殆どあらゆるタービン発 電装置に対して「ボイラー・タービン主任技術者」の常駐が義務付けられているため、小規 模の発電装置にはコストメリットがないことによる。 バイナリー発電装置は小型の装置であり、海外においてすでにユニット化された製品が長 年販売されている。その安全性については容易に確認が可能である。また、バイナリー発 電においてタービンの駆動に用いられる低沸点媒体の圧力及び温度は、通常の火力発電 に比して非常に低く、その分安全性は高い。さらに、バイナリー発電装置の想定設置場所 は、山中の地熱地帯や工場敷地内等であり、基本的に周囲に人の居住・往来がない場所 ばかりである。したがって、一定の安全基準を満たす発電ユニットについては、主任技術 者の常駐がなくても安全な稼働が可能である。	バイナリー方式による熱回収が普及 すれば、日本全国に普遍的に存在す る低温地熱資源から電力を生産でき るようになる。また、産業装置やゴミ焼 却施設等から排出される膨大な廃熱 を電力に変換できるようになる。	経済産業省	電気事業法	火力発電所(小型のガスタービン原動力とす るものであって告示(平成13年経済産業省 告示第333号)しているもの及び内燃力を原 動力とするものを除く。)の設置者は、ボイ ラー・タービン主任技術者の選任及び届出を 行わなければならない。	c	-	バイナリー・サイクル方式のタービン発電装置につい て、ボイラー・タービン主任技術者を選任せずとも安全 であるとの根拠が不十分であり、保安確保の観点から 対応は困難。	